

1 はじめに

近年、少子化に伴う児童・生徒数の減少や宅地開発による児童・生徒数の急増などにより、児童・生徒の学習環境の地域間格差が広がってきており、全国各地で通学区域の変更や通学区域制度の弾力化、学校の統廃合などの様々な対策が講じられてきています。

豊橋市においても、児童・生徒数は年々増加して30クラスを超える大規模な小学校がある一方で、6クラス以下の小規模な小中学校が複数存在するなど、学校規模の格差が広がりつつあり、学校規模の適正化を図ることが強く求められています。

豊橋市では、これまで通学区域審議会の議論を経て、過大規模校対策として小中学校の分離新設による通学区域の見直しを第一義的に行ってきました。また、通学区域の弾力的運用範囲の拡大に加えて、平成19年度からは、過大規模校対策として特定地域隣接校選択制度、また過小規模校対策として特認校制度を導入し、学校規模の適正化に向けた様々な取組みを行ってきています。

しかしながら、特定地域隣接校選択制度は、居住する地域と異なる小中学校の選択が可能となる豊橋市で初めての試みであったことから、様々な事象(問題)も発生しており、制度利用におけるルールづくりや昨今の厳しい財政状況を踏まえた新たな方向性を模索する必要性が生じてきています。

言うまでもなく、小学校区は、地域の文化活動や安全対策、また、大規模災害時における防災活動の拠点となるなど、地域コミュニティの核としての役割を果たしています。

教育課題検討会議では、豊橋市の現状と課題、学校規模に起因する諸課題等について様々な観点から検討・検証を行い、ここに「豊橋市における適正な学校規模」を整理しました。また、適正化に向けた具体的な検討が行いやすいよう「適正化の検討が必要となるケース」や「適正化の手順」等も提言の中に記載させていただいています。

この提言が教育環境の向上に役立ち、児童・生徒の健やかな成長に資するものとなるよう期待します。

平成24年12月

豊橋市教育課題検討会議
委員長 岩崎 正 弥

2 豊橋市立小中学校の現状と今後の推移

(1) 児童・生徒数及び学級数の推移(詳細はP3～P4)

児童・生徒数及び学級数は、平成20年度までは緩やかな増加傾向にあったものの、平成21年度以降は、減少傾向の一途を辿り、平成30年度の予測(現在の0歳～9歳をそのままスライド)では、平成24年度に比較し16学級減少し、児童・生徒数は約1,350人の減少となる。

| | | 予測 → | | | | | | |
|-----|--------|-------------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| | | ※予測の時点は、平成24年9月3日 | | | | | | |
| | 項目 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 |
| 小学校 | 学校数 | 52 | 52 | 52 | 52 | 52 | 52 | 52 |
| | 学級数 | 712 | 711 | 714 | 703 | 705 | 711 | 721 |
| | 児童数 | 21,982 | 21,676 | 21,516 | 21,347 | 21,346 | 21,277 | 21,553 |
| 中学校 | 学校数 | 22 | 22 | 22 | 22 | 22 | 22 | 22 |
| | 学級数 | 330 | 334 | 334 | 330 | 326 | 317 | 305 |
| | 生徒数 | 11,520 | 11,548 | 11,494 | 11,387 | 11,192 | 10,960 | 10,595 |
| 合計 | 学校数 | 74校 | 74校 | 74校 | 74校 | 74校 | 74校 | 74校 |
| | 学級数 | 1,042クラス | 1,045クラス | 1,048クラス | 1,033クラス | 1,031クラス | 1,028クラス | 1,026クラス |
| | 児童・生徒数 | 33,502人 | 33,224人 | 33,010人 | 32,734人 | 32,538人 | 32,237人 | 32,148人 |

※ 40人学級から35人学級への変更(愛知県)

| 開始年度 | 対象学年 |
|---------|---------|
| 平成16年度～ | 小学校第1学年 |
| 平成20年度～ | 小学校第2学年 |
| 平成21年度～ | 中学校第1学年 |

児童・生徒数、学級数の推移見込み

【小学校】※網掛けは6学級以下の過小規模校・31学級以上の過大規模校 H24.9.3現在(学級数は特別支援学級を除く)

| | 24年度 | | | 25年度 | | | 26年度 | | | 27年度 | | | 28年度 | | | 29年度 | | | 30年度 | | |
|-----|------|--------|--------|------|--------|-----|--------|-----|--------|------|--------|-----|--------|-----|--------|------|-----|---|------|---|-----|
| | 級 | 特別支援学級 | 児童数 | 級 | 児童数 | 級 | 児童数 | 級 | 児童数 | 級 | 児童数 | 級 | 児童数 | 級 | 児童数 | 級 | 児童数 | 級 | 児童数 | 級 | 児童数 |
| 岩田 | 24 | 2 | 788 | 24 | 775 | 24 | 787 | 25 | 803 | 25 | 825 | 25 | 840 | 26 | 877 | | | | | | |
| 豊 | 13 | 2 | 435 | 13 | 425 | 12 | 400 | 12 | 386 | 13 | 394 | 13 | 387 | 13 | 388 | | | | | | |
| 東田 | 13 | 2 | 423 | 13 | 422 | 14 | 429 | 14 | 426 | 13 | 425 | 13 | 420 | 14 | 431 | | | | | | |
| 八町 | 6 | 2 | 175 | 6 | 171 | 6 | 159 | 6 | 166 | 6 | 155 | 6 | 148 | 6 | 146 | | | | | | |
| 松葉 | 14 | 2 | 470 | 14 | 440 | 14 | 404 | 14 | 378 | 13 | 352 | 12 | 308 | 12 | 291 | | | | | | |
| 花田 | 16 | 2 | 526 | 15 | 499 | 14 | 457 | 14 | 435 | 13 | 387 | 12 | 350 | 12 | 338 | | | | | | |
| 松山 | 12 | 1 | 311 | 12 | 308 | 12 | 283 | 12 | 286 | 11 | 290 | 11 | 272 | 10 | 259 | | | | | | |
| 新川 | 12 | 2 | 289 | 12 | 285 | 12 | 285 | 11 | 275 | 11 | 271 | 11 | 274 | 11 | 278 | | | | | | |
| 羽根井 | 17 | 3 | 490 | 15 | 464 | 13 | 444 | 13 | 441 | 14 | 438 | 15 | 436 | 15 | 439 | | | | | | |
| 下地 | 12 | 2 | 333 | 12 | 327 | 12 | 332 | 12 | 337 | 12 | 318 | 12 | 319 | 12 | 300 | | | | | | |
| 大村 | 9 | 1 | 211 | 8 | 211 | 8 | 212 | 8 | 204 | 9 | 216 | 9 | 219 | 9 | 222 | | | | | | |
| 津田 | 8 | 1 | 208 | 8 | 204 | 9 | 200 | 7 | 193 | 7 | 204 | 7 | 210 | 8 | 231 | | | | | | |
| 牟呂 | 23 | 4 | 784 | 22 | 767 | 23 | 784 | 24 | 788 | 24 | 794 | 24 | 793 | 24 | 813 | | | | | | |
| 汐田 | 13 | 3 | 415 | 12 | 414 | 12 | 420 | 13 | 431 | 14 | 458 | 15 | 471 | 16 | 499 | | | | | | |
| 吉田方 | 24 | 2 | 859 | 26 | 902 | 29 | 982 | 30 | 1032 | 31 | 1087 | 34 | 1190 | 36 | 1289 | | | | | | |
| 高師 | 20 | 3 | 704 | 20 | 682 | 20 | 677 | 20 | 661 | 20 | 665 | 20 | 657 | 21 | 678 | | | | | | |
| 幸 | 31 | 3 | 1091 | 30 | 1062 | 30 | 1033 | 29 | 998 | 29 | 985 | 28 | 940 | 27 | 920 | | | | | | |
| 芦原 | 16 | 2 | 467 | 15 | 464 | 16 | 485 | 16 | 472 | 17 | 485 | 16 | 479 | 15 | 478 | | | | | | |
| 福岡 | 21 | 3 | 682 | 21 | 671 | 21 | 672 | 20 | 671 | 20 | 669 | 21 | 689 | 21 | 703 | | | | | | |
| 中野 | 13 | 2 | 467 | 16 | 467 | 15 | 484 | 13 | 473 | 14 | 476 | 15 | 501 | 16 | 519 | | | | | | |
| 磯辺 | 18 | 2 | 628 | 19 | 637 | 20 | 636 | 19 | 622 | 18 | 600 | 18 | 594 | 19 | 620 | | | | | | |
| 大崎 | 7 | 2 | 189 | 6 | 193 | 7 | 194 | 7 | 188 | 6 | 184 | 6 | 177 | 6 | 167 | | | | | | |
| 野依 | 19 | 2 | 628 | 18 | 622 | 18 | 607 | 18 | 608 | 18 | 572 | 17 | 522 | 16 | 502 | | | | | | |
| 植田 | 12 | 2 | 308 | 12 | 309 | 12 | 320 | 12 | 311 | 12 | 318 | 12 | 318 | 12 | 301 | | | | | | |
| 牛川 | 17 | 2 | 525 | 17 | 531 | 17 | 534 | 17 | 524 | 18 | 548 | 19 | 570 | 18 | 571 | | | | | | |
| 鷹丘 | 23 | 2 | 817 | 24 | 803 | 25 | 810 | 24 | 825 | 23 | 806 | 23 | 776 | 24 | 789 | | | | | | |
| 下条 | 6 | 1 | 97 | 6 | 90 | 6 | 91 | 6 | 90 | 6 | 75 | 6 | 71 | 6 | 62 | | | | | | |
| 多米 | 23 | 6 | 748 | 23 | 736 | 22 | 719 | 22 | 745 | 21 | 738 | 21 | 742 | 22 | 732 | | | | | | |
| 岩西 | 15 | 3 | 501 | 16 | 497 | 16 | 504 | 17 | 531 | 17 | 521 | 18 | 548 | 20 | 586 | | | | | | |
| 飯村 | 23 | 2 | 796 | 23 | 783 | 23 | 773 | 24 | 772 | 24 | 794 | 23 | 795 | 24 | 819 | | | | | | |
| つつじ | 20 | 2 | 677 | 20 | 665 | 20 | 670 | 18 | 644 | 19 | 642 | 20 | 636 | 19 | 639 | | | | | | |
| 旭 | 6 | 2 | 161 | 6 | 156 | 6 | 168 | 6 | 160 | 6 | 160 | 7 | 174 | 7 | 168 | | | | | | |
| 栄 | 23 | 2 | 836 | 24 | 826 | 25 | 820 | 24 | 807 | 24 | 816 | 24 | 814 | 24 | 810 | | | | | | |
| 天伯 | 12 | 3 | 313 | 12 | 312 | 12 | 303 | 12 | 298 | 12 | 298 | 12 | 286 | 11 | 266 | | | | | | |
| 大清水 | 13 | 2 | 435 | 13 | 438 | 13 | 431 | 12 | 404 | 12 | 387 | 12 | 373 | 12 | 359 | | | | | | |
| 富士見 | 13 | 2 | 416 | 14 | 422 | 15 | 447 | 15 | 460 | 17 | 527 | 17 | 561 | 19 | 610 | | | | | | |
| 向山 | 12 | 2 | 309 | 11 | 309 | 11 | 310 | 11 | 294 | 11 | 307 | 11 | 296 | 12 | 316 | | | | | | |
| 前芝 | 8 | 2 | 239 | 9 | 231 | 9 | 230 | 7 | 220 | 7 | 221 | 8 | 225 | 8 | 231 | | | | | | |
| 西郷 | 6 | 2 | 120 | 6 | 120 | 6 | 122 | 6 | 119 | 6 | 118 | 6 | 116 | 6 | 113 | | | | | | |
| 玉川 | 11 | 2 | 291 | 11 | 285 | 11 | 276 | 11 | 266 | 11 | 261 | 10 | 257 | 11 | 264 | | | | | | |
| 嵩山 | 6 | 1 | 89 | 6 | 89 | 6 | 87 | 6 | 86 | 6 | 73 | 6 | 65 | 6 | 56 | | | | | | |
| 石巻 | 8 | 2 | 199 | 6 | 181 | 6 | 180 | 6 | 159 | 7 | 171 | 7 | 177 | 6 | 185 | | | | | | |
| 谷川 | 6 | 2 | 105 | 6 | 105 | 6 | 104 | 6 | 105 | 6 | 110 | 6 | 104 | 6 | 113 | | | | | | |
| 小沢 | 7 | 1 | 149 | 7 | 147 | 6 | 127 | 6 | 120 | 6 | 123 | 6 | 123 | 6 | 119 | | | | | | |
| 細谷 | 6 | | 155 | 6 | 160 | 6 | 141 | 6 | 136 | 6 | 123 | 6 | 122 | 6 | 117 | | | | | | |
| 二川 | 15 | 2 | 481 | 16 | 471 | 16 | 456 | 14 | 435 | 13 | 430 | 14 | 436 | 14 | 450 | | | | | | |
| 二川南 | 19 | 3 | 602 | 19 | 578 | 18 | 531 | 18 | 535 | 17 | 545 | 17 | 550 | 17 | 561 | | | | | | |
| 豊南 | 6 | 2 | 161 | 6 | 148 | 6 | 149 | 6 | 155 | 6 | 138 | 6 | 129 | 6 | 128 | | | | | | |
| 高根 | 7 | 2 | 174 | 8 | 190 | 8 | 196 | 8 | 219 | 8 | 227 | 8 | 233 | 7 | 220 | | | | | | |
| 老津 | 6 | 2 | 172 | 6 | 168 | 6 | 167 | 7 | 184 | 8 | 196 | 8 | 182 | 9 | 195 | | | | | | |
| 杉山 | 16 | 2 | 464 | 15 | 447 | 14 | 422 | 13 | 404 | 12 | 358 | 12 | 342 | 12 | 321 | | | | | | |
| 賀茂 | 6 | | 69 | 6 | 67 | 6 | 62 | 6 | 65 | 6 | 65 | 6 | 60 | 6 | 64 | | | | | | |
| 計 | 712 | 108 | 21,982 | 711 | 21,676 | 714 | 21,516 | 703 | 21,347 | 705 | 21,346 | 711 | 21,277 | 721 | 21,553 | | | | | | |

【中学校】※網掛けは6学級以下の過小規模校・31学級以上の過大規模校 H24.9.3現在(学級数は特別支援学級を除く)

| | 24年度 | | | 25年度 | | 26年度 | | 27年度 | | 28年度 | | 29年度 | | 30年度 | |
|-----|------|--------|--------|------|--------|------|--------|------|--------|------|--------|------|--------|------|--------|
| | 級 | 特別支援学級 | 生徒数 | 級 | 生徒数 | 級 | 生徒数 | 級 | 生徒数 | 級 | 生徒数 | 級 | 生徒数 | 級 | 生徒数 |
| 豊岡 | 17 | 2 | 576 | 17 | 579 | 16 | 545 | 15 | 524 | 15 | 500 | 14 | 481 | 13 | 463 |
| 東部 | 23 | 2 | 831 | 23 | 835 | 24 | 843 | 25 | 878 | 24 | 853 | 23 | 834 | 21 | 771 |
| 東陽 | 14 | 1 | 507 | 14 | 523 | 14 | 502 | 15 | 495 | 15 | 503 | 14 | 488 | 14 | 489 |
| 中部 | 18 | 2 | 638 | 17 | 620 | 19 | 643 | 18 | 631 | 18 | 615 | 18 | 631 | 17 | 603 |
| 豊城 | 10 | 1 | 305 | 9 | 313 | 10 | 324 | 9 | 316 | 10 | 321 | 10 | 328 | 9 | 329 |
| 青陵 | 18 | 2 | 639 | 18 | 629 | 17 | 606 | 18 | 631 | 17 | 613 | 16 | 595 | 16 | 575 |
| 東陵 | 12 | 1 | 394 | 12 | 404 | 12 | 390 | 12 | 389 | 13 | 414 | 13 | 421 | 12 | 428 |
| 羽田 | 13 | 2 | 470 | 15 | 505 | 14 | 499 | 15 | 525 | 16 | 519 | 15 | 513 | 15 | 491 |
| 牟呂 | 19 | 2 | 692 | 19 | 686 | 18 | 647 | 17 | 603 | 16 | 589 | 17 | 588 | 17 | 596 |
| 吉田方 | 15 | 2 | 497 | 15 | 486 | 13 | 461 | 13 | 445 | 13 | 434 | 12 | 431 | 12 | 414 |
| 南部 | 23 | 2 | 832 | 22 | 814 | 22 | 791 | 22 | 809 | 21 | 768 | 20 | 745 | 19 | 709 |
| 高師台 | 19 | 2 | 700 | 19 | 690 | 20 | 722 | 20 | 724 | 19 | 705 | 20 | 695 | 20 | 680 |
| 南陽 | 16 | 2 | 572 | 17 | 579 | 17 | 590 | 16 | 571 | 16 | 586 | 15 | 557 | 15 | 524 |
| 本郷 | 16 | 2 | 584 | 17 | 609 | 18 | 603 | 17 | 607 | 17 | 583 | 17 | 582 | 16 | 564 |
| 南稜 | 21 | 3 | 752 | 21 | 769 | 22 | 781 | 22 | 774 | 22 | 789 | 22 | 795 | 22 | 786 |
| 北部 | 12 | 2 | 425 | 13 | 414 | 12 | 408 | 12 | 398 | 12 | 383 | 12 | 372 | 11 | 354 |
| 前芝 | 6 | 1 | 166 | 6 | 152 | 6 | 142 | 6 | 129 | 6 | 124 | 5 | 119 | 3 | 110 |
| 石巻 | 12 | 2 | 409 | 13 | 413 | 12 | 411 | 13 | 421 | 12 | 396 | 11 | 387 | 10 | 347 |
| 二川 | 18 | 2 | 619 | 18 | 619 | 18 | 638 | 18 | 644 | 17 | 618 | 16 | 564 | 15 | 544 |
| 五並 | 6 | | 193 | 6 | 174 | 7 | 194 | 6 | 180 | 6 | 173 | 6 | 135 | 6 | 124 |
| 高豊 | 12 | 2 | 401 | 12 | 400 | 12 | 409 | 11 | 361 | 11 | 361 | 11 | 370 | 12 | 390 |
| 章南 | 10 | 1 | 318 | 11 | 335 | 11 | 345 | 10 | 332 | 10 | 345 | 10 | 329 | 10 | 304 |
| 合計 | 330 | 38 | 11,520 | 334 | 11,548 | 334 | 11,494 | 330 | 11,387 | 326 | 11,192 | 317 | 10,960 | 305 | 10,595 |

(2) 学校規模の推移

学校教育法施行規則第41条では、「小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。」(中学校にも準用規定有)と定められている。

本市においては、これまで小中学校ともに12学級から24学級を適正規模校として位置付けるとともに、6学級以下を過小規模校、7～11学級を小規模校、25～30学級を大規模校、31学級以上を過大規模校として位置付けてきた。

■規模別学校数(小学校)

| | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 |
|----------------|------|------|------|------|------|------|------|
| 6学級以下(過小規模校) | 10 | 12 | 12 | 11 | 11 | 10 | 11 |
| 7～11学級(小規模校) | 8 | 7 | 7 | 9 | 10 | 11 | 10 |
| 12～24学級(適正規模校) | 33 | 31 | 29 | 29 | 28 | 28 | 28 |
| 25～30学級(大規模校) | 0 | 2 | 4 | 3 | 2 | 2 | 2 |
| 31学級以上(過大規模校) | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 |
| 計 | 52校 | 52校 | 52校 | 52校 | 52校 | 52校 | 52校 |

■規模別学校数(中学校)

| | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 |
|----------------|------|------|------|------|------|------|------|
| 6学級以下(過小規模校) | 2 | 2 | 1 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| 7～11学級(小規模校) | 2 | 2 | 3 | 3 | 3 | 4 | 4 |
| 12～24学級(適正規模校) | 18 | 18 | 18 | 16 | 17 | 16 | 16 |
| 25～30学級(大規模校) | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 31学級以上(過大規模校) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 計 | 22校 | 22校 | 22校 | 22校 | 22校 | 22校 | 22校 |

(3) 学級編制基準の状況

公立学校の学級編制については、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」によって定められている。なお、愛知県は国とは異なる基準を設けている。

※人数は上限。()は、愛知県の基準。

| 項目 | 小学校 | 中学校 |
|--------|----------------------------------|--------|
| 単式学級 | 小学校第1学年は35人、その他の学年は40人 (国に同じ) | |
| 複式学級 | 16人(14人) ※第1学年を含む場合は8人(7人) | 8人(8人) |
| 特別支援学級 | 8人(8人) | |

本市においては、愛知県の35人学級編制の調査・研究指定を受け、小学校第2学年及び中学校第1学年においても、35人での学級編制を行っている。

| | 1年 | 2年 | 3年 | 4年 | 5年 | 6年 |
|---------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 基準 | 35人 | 40人 | 40人 | 40人 | 40人 | 40人 |
| 豊橋市立小学校 | 35人 | 35人 | 40人 | 40人 | 40人 | 40人 |

| | 1年 | 2年 | 3年 |
|---------|-----|-----|-----|
| 基準 | 40人 | 40人 | 40人 |
| 豊橋市立中学校 | 35人 | 40人 | 40人 |

(4) 学校施設の状況

①余裕教室

H24.9.3現在 特別支援学級を含む
(数字は教室数、0はマイナス)

小学校教室過不足状況

| 学校名 | 部屋 数計 | クラス数推移 | | 特別教室 | | | |
|----------|----------|--------|-----|-------|-----|-------|-----|
| | | H24 | H30 | 基準数推移 | | 余裕数推移 | |
| | | | | H24 | H30 | H24 | H30 |
| 1 岩田 | 50 | 26 | 28 | 12 | 12 | 12 | 10 |
| 2 豊 | 34 | 15 | 15 | 10 | 10 | 9 | 9 |
| 3 東田 | 33 | 15 | 16 | 10 | 10 | 8 | 7 |
| 4 八町 | 21 | 8 | 8 | 8 | 8 | 5 | 5 |
| 5 松葉 | 27 | 16 | 14 | 10 | 10 | 1 | 3 |
| 6 花田 | 32 | 18 | 14 | 10 | 10 | 4 | 8 |
| 7 松山 | 22 | 13 | 11 | 10 | 8 | (1) | 3 |
| 8 新川 | 23 | 14 | 13 | 10 | 8 | (1) | 2 |
| 9 羽根井 | 28 | 20 | 18 | 10 | 10 | (2) | 0 |
| 10 下地 | 27 | 14 | 14 | 10 | 10 | 3 | 3 |
| 11 大村 | 17 | 10 | 10 | 8 | 8 | (1) | (1) |
| 12 津田 | 17 | 9 | 9 | 8 | 8 | 0 | 0 |
| 13 牟呂 | 45 | 27 | 28 | 11 | 12 | 7 | 5 |
| 14 汐田 | 30 | 16 | 19 | 10 | 10 | 4 | 1 |
| 15 吉田方 | 47 | 26 | 38 | 12 | 14 | 9 | (5) |
| 16 高師 | 39 | 23 | 24 | 11 | 11 | 5 | 4 |
| 17 幸 | 51 | 34 | 30 | 14 | 12 | 3 | 9 |
| 18 芦原 | 27 | 18 | 17 | 10 | 10 | (1) | 0 |
| 19 福岡 | 39 | 24 | 24 | 11 | 11 | 4 | 4 |
| 20 中野 | 34 | 15 | 18 | 10 | 10 | 9 | 6 |
| 21 磯辺 | 35 | 20 | 21 | 11 | 11 | 4 | 3 |
| 22 大崎 | 20 | 9 | 8 | 8 | 8 | 3 | 4 |
| 23 野依 | 29 | 21 | 18 | 11 | 10 | (3) | 1 |
| 24 植田 | 27 | 14 | 14 | 10 | 10 | 3 | 3 |
| 25 牛川 | 33 | 19 | 20 | 10 | 11 | 4 | 2 |
| 26 鷹丘 | 40 | 25 | 26 | 11 | 12 | 4 | 2 |
| 27 下条 | 14 | 7 | 7 | 8 | 8 | (1) | (1) |
| 28 多米 | 43 | 29 | 28 | 11 | 11 | 3 | 4 |
| 29 岩西 | 41 | 18 | 23 | 10 | 11 | 13 | 7 |
| 30 飯村 | 41 | 25 | 26 | 11 | 12 | 5 | 3 |
| 31 つつじが丘 | 33 | 22 | 21 | 11 | 11 | 0 | 1 |
| 32 旭 | 18 | 8 | 9 | 8 | 8 | 2 | 1 |
| 33 栄 | 45 | 25 | 26 | 11 | 12 | 9 | 7 |
| 34 天伯 | 22 | 15 | 14 | 10 | 8 | (3) | 0 |
| 35 大清水 | 27 | 15 | 14 | 10 | 10 | 2 | 3 |
| 36 富士見 | 33 | 15 | 21 | 10 | 11 | 8 | 1 |
| 37 向山 | 30 | 14 | 14 | 10 | 10 | 6 | 6 |
| 38 前芝 | 23 | 10 | 10 | 8 | 8 | 5 | 5 |
| 39 西郷 | 16 | 8 | 8 | 8 | 8 | 0 | 0 |
| 40 玉川 | 22 | 13 | 13 | 8 | 8 | 1 | 1 |
| 41 嵩山 | 15 | 7 | 7 | 8 | 8 | 0 | 0 |
| 42 石巻 | 24 | 10 | 8 | 8 | 8 | 6 | 8 |
| 43 谷川 | 13 | 8 | 8 | 8 | 8 | (3) | (3) |
| 44 小沢 | 15 | 8 | 7 | 8 | 8 | (1) | 0 |
| 45 細谷 | 14 | 6 | 6 | 8 | 8 | 0 | 0 |
| 46 二川 | 41 | 17 | 16 | 10 | 10 | 14 | 15 |
| 47 二川南 | 30 | 22 | 20 | 11 | 10 | (3) | 0 |
| 48 豊南 | 15 | 8 | 8 | 8 | 8 | (1) | (1) |
| 49 高根 | 15 | 9 | 9 | 8 | 8 | (2) | (2) |
| 50 老津 | 19 | 8 | 11 | 8 | 8 | 3 | 0 |
| 51 杉山 | 24 | 18 | 14 | 10 | 10 | (4) | 0 |
| 52 賀茂 | 12 | 6 | 6 | 8 | 8 | (2) | (2) |
| 合計 | 1,472 | 820 | 829 | 503 | 502 | 149 | 141 |

中学校教室過不足状況

(数字は教室数、0はマイナス)

| 学校名 | 部屋数計 | クラス数推移 | | 特別教室 | | | |
|--------|------|--------|-----|-------|-----|-------|-----|
| | | H24 | H30 | 基準数推移 | | 余裕数推移 | |
| | | | | H24 | H30 | H24 | H30 |
| 1 豊岡 | 41 | 19 | 15 | 15 | 15 | 7 | 11 |
| 2 東部 | 47 | 25 | 23 | 15 | 15 | 7 | 9 |
| 3 東陽 | 37 | 15 | 15 | 15 | 15 | 7 | 7 |
| 4 中部 | 42 | 20 | 19 | 15 | 15 | 7 | 8 |
| 5 豊城 | 26 | 11 | 10 | 12 | 12 | 3 | 4 |
| 6 青陵 | 45 | 20 | 18 | 15 | 15 | 10 | 12 |
| 7 東陵 | 31 | 13 | 13 | 15 | 15 | 3 | 3 |
| 8 羽田 | 38 | 15 | 17 | 15 | 15 | 8 | 6 |
| 9 牟呂 | 40 | 21 | 19 | 15 | 15 | 4 | 6 |
| 10 吉田方 | 32 | 17 | 14 | 15 | 15 | 0 | 3 |
| 11 南部 | 54 | 25 | 21 | 15 | 15 | 14 | 18 |
| 12 高師台 | 56 | 21 | 22 | 15 | 15 | 20 | 19 |
| 13 南陽 | 38 | 18 | 17 | 15 | 15 | 5 | 6 |
| 14 本郷 | 37 | 18 | 18 | 15 | 15 | 4 | 4 |
| 15 南稜 | 37 | 24 | 25 | 15 | 15 | (2) | (3) |
| 16 北部 | 28 | 14 | 13 | 15 | 12 | (1) | 3 |
| 17 前芝 | 18 | 7 | 4 | 12 | 10 | (1) | 4 |
| 18 石巻 | 36 | 14 | 12 | 15 | 12 | 7 | 12 |
| 19 二川 | 38 | 20 | 17 | 15 | 15 | 3 | 6 |
| 20 五並 | 19 | 6 | 6 | 12 | 12 | 1 | 1 |
| 21 高豊 | 31 | 14 | 14 | 15 | 15 | 2 | 2 |
| 22 章南 | 27 | 11 | 11 | 12 | 12 | 4 | 4 |
| 合計 | 798 | 368 | 343 | 318 | 310 | 112 | 145 |

余裕教室とは、児童・生徒数の減少により、学級数に対する必要な教室数が文部科学省の基準以上となり、余裕となると見込まれる教室のことである。

本市においては、現段階で6割以上の小学校が、また8割以上の中学校が余裕教室を保有している状況である。

全体としては、余裕教室は増加傾向にあるものの、特定の地域では不足が懸念される地域もあるため、今後動向を注視する必要がある。

②老朽化の状況

本市の校舎は、昭和30年代～40年代にかけて木造から鉄筋コンクリート造への建て替えを行い、昭和50年代には、児童・生徒数の増加に対応するための校舎増築を計画的に行ってきた。

平成となり、建物及び設備などの老朽化が進行し、学校現場からは施設改修の要望が増加している。長期的にみれば、校舎を建て替える時期も集中することとなり、コストの面からもその際の方策を検討しておく必要がある。

(5) 教育活動面における過小規模校・過大規模校の対応

過小規模校では、運動会や野外活動など集団で活動する行事にて支障を受けることが考えられるが、この対応として、周辺の幼稚園や地域住民と合同での開催や、複数学年での活動など運営面で工夫を行っている。

一方、過大規模校では、各学年が共用する理科室、コンピュータ室等の特別教室やプール、体育館、運動場などの体育施設を利用できる回数が制限を受けている。

この対応として、授業については、本来特別教室で行う授業を普通教室で実施、或いは、複数学級で合同授業を実施するなど、時間割の調整と運営面での工夫を行っている。また、放課時の体育館や運動場の使用、学芸会や運動会などの大きな集団での教育活動にも大きな影響を与えているが、交代制をとるなど学校が苦慮しながら対応をしている。

3 学校規模による学習環境の違い

■学校規模による学習環境等の違い

H24.9.3現在

| 項目 | 過大規模の小学校 31+3学級・1,091人 幸小学校 | 適正規模の小学校 13+2学級・467人 中野小学校 | 過小規模の小学校 6学級・69人 賀茂小学校 |
|--------------------------------|-----------------------------------|----------------------------------|------------------------------|
| 教員1人あたりの児童数 | 25人 | 21人 | 6人 |
| コンピュータ教室の活用 (1学級あたりの利用可能時間) | 年31時間 | 年70時間 | 年175時間 |
| プールの活用 (1時限あたりの利用平均人数) | 102人 | 43人 | 7人 |
| 運動場の面積(児童1人あたり) | 8.5平方メートル | 24.3平方メートル | 83.5平方メートル |

(1) 大規模化に伴う主な特徴

メリット

- ・中学校では、各教科の免許を持つ教員を配置しやすい
- ・グループ学習、小学校の専科教員による指導など多様な学習・指導形態を取りやすい
- ・様々な部活動等の設置が可能となり、選択の幅が広がりやすい
- ・運動会などの学校行事や音楽活動等の集団教育活動に活気が生じやすい
- ・クラス替えがしやすいことなどから豊かな人間関係の構築や多様な集団の形成が図られやすい
- ・児童・生徒一人あたりにかかる市の財政負担が小さくなりやすい
- ・PTA活動で、保護者の役割等を分散しやすい

デメリット

- ・全教職員による児童・生徒一人ひとりの把握が難しくなりやすい
- ・学校行事等で、児童・生徒の個別の活動機会を設定しにくい
- ・特別教室や体育館等の利用の面から、一定の制約が生じる場合がある
- ・31学級以上での増築については、国庫補助を得られない

(2) 小規模化に伴う主な特徴

メリット

- ・一人ひとりに目が届きやすく、きめ細やかな指導が行いやすい
- ・学校行事等で、児童・生徒の個別の活動機会を設定しやすい
- ・異学年間の縦の交流が生まれやすい
- ・施設・設備の利用時間等の調整が行いやすい

デメリット

- ・中学校で各教科の免許を持つ教員を配置しにくい
- ・グループ学習、小学校の専科教員による指導など多様な学習・指導形態を取りにくい
- ・部活動等の設置が限定され、選択の幅が狭まりやすい
- ・学校行事や音楽活動等の集団教育活動に制約が生じやすい
- ・クラス替えが困難なことから人間関係や相互の評価等が固定化しやすい
- ・児童・生徒一人あたりにかかる市の財政負担が大きくなりやすい
- ・PTA活動で、保護者の役割等を分散しにくい

4 学校規模の適正化に向けた取組み

(1) 豊橋市立小・中学校通学区域審議会の経過

本市では、小中学校の通学区域について審議するため、豊橋市教育委員会の諮問機関として「豊橋市立小・中学校通学区域審議会」を設置している。

この審議会では、教育委員会の諮問に応じ、市立小中学校の通学区域の設定及び改廃に関する事項を審議し、答申を行うことを任務としている。

| 年月日 | 主な審議経過(抜粋) |
|------------|---|
| 昭和45年6月17日 | 通学区域の三原則 「学校規模の適正化」、「通学の安全確保」、「通学区域の明確化」 |
| 昭和50年9月29日 | 昭和54年を目途とする豊橋市立小中学校全体計画のあり方について 「東部地区、南部地区に小中学校を新設すべき」 |
| 昭和59年3月30日 | 「福岡地区新設小学校の通学区域について」 |
| 昭和63年9月2日 | 「牟呂小学校の分離について」 |
| 平成2年1月12日 | 「野依小学校の通学区域について」 |
| 平成4年2月7日 | 「曙町字松並地区の通学区域の再編成について」 |
| 平成5年2月24日 | 「草間町、南栄町に係る通学区域の暫定措置、岩西地区新設小学校の通学区域について」 |
| 平成5年11月30日 | 「青陵中学校分離新設中学校の通学区域について」 |
| 平成7年1月30日 | 「草間町、南栄町に係る通学区域の暫定措置の解除について」 |
| 平成8年2月14日 | 「花田町字荒木、字中ノ坪、字絹田地区の通学区域の再編成について」 |
| 平成10年8月19日 | 「つつじが丘小学校の中学校通学区域改編について」 |
| 平成15年2月17日 | 「吉田方小、中学校の整備について」 |
| 平成18年3月30日 | 「弾力的運用も踏まえた通学区域のあり方について」 【特定地域隣接校選択制度、特認校制度】 |

(2) 通学区域の弾力的な運用

学校教育法施行令第5条では、市町村教育委員会が就学予定者の就学すべき小中学校を指定することが定められている。

従来、就学すべき学校については、教育委員会が通学区域を決定するという形で、一方的に指定してきた。しかし、規制緩和による学校選択機会の拡大、また、いじめ、不登校等の状況から文部科学省は、平成9年以降断続的に「通学区域の弾力的運用について（通知）」という通知を出し、就学すべき学校の指定に際しては、あらかじめ保護者の意見を聴取し、それを踏まえて就学すべき学校を指定することが認められるようになった。

本市においても、地理的な理由、身体的な理由、不登校治療を始めとする様々な条件により、通学区域の弾力的な運用を行ってきたが、平成19年度より学校規模の適正化を図るための通学区域の弾力的な運用として過大規模校対策の特定地域隣接校選択制度、過小規模校対策の特認校制度を実施している。

(3) 特定地域隣接校選択制度

①制度の概要

| | | | |
|-------------------|--|-------------|---------|
| 目的 | 特定の区域を設定し、隣接する学校も選択することができるようにすることで、学校規模の適正化と学習環境の改善を図る。 | | |
| 対象となる学校 及び特定地域 | 校区名 | 対象地域(町自治会名) | 選択できる学校 |
| | 吉田方小学校区 | 菰口町、野田町 | 松葉小学校 |
| | | 新栄町 | 花田小学校 |
| | 岩田小学校区 | 中岩田三区 | 豊小学校 |
| | | 北岩田三区 | 多米小学校 |
| | 幸小学校区 | 高田町 | 天伯小学校 |
| 西幸町(浜道町字百々池) | | | |
| 藤並町(環状線以南) | | | |
| 対象者 | ○ 新入学児童及び新たに対象地域へ転居・転入してきた児童 | | |

②利用状況(毎年度5月1日現在)

※特別支援学級を含む

| 学校名 | 18年度(導入前) | | 19年度 | | 20年度 | | 21年度 | | | 22年度 | | |
|------|-----------|-------|--------------|--------------|------|-------|--------------|-----|-------|--------------|-----|-------|
| | 学級数 | 児童数 | 新規選択 決定児童 | 新規選択 決定児童 | 学級数 | 児童数 | 新規選択 決定児童 | 学級数 | 児童数 | 新規選択 決定児童 | 学級数 | 児童数 |
| 吉田方小 | 32 | 1,084 | ▲ 88 | ▲ 71 | 31 | 974 | ▲ 45 | 31 | 958 | ▲ 48 | 31 | 943 |
| 松葉小 | 13 | 356 | 54 | 36 | 16 | 444 | 18 | 16 | 445 | 22 | 16 | 462 |
| 花田小 | 13 | 407 | 34 | 35 | 17 | 486 | 27 | 18 | 492 | 26 | 19 | 524 |
| 岩田小 | 30 | 985 | ▲ 9 | ▲ 10 | 29 | 935 | ▲ 6 | 27 | 860 | ▲ 10 | 27 | 830 |
| 豊小 | 17 | 480 | 9 | 10 | 18 | 487 | 6 | 17 | 472 | 10 | 16 | 470 |
| 多米小 | 26 | 766 | 0 | 0 | 27 | 821 | 0 | 28 | 802 | 0 | 30 | 796 |
| 幸小 | 32 | 1,012 | ▲ 1 | ▲ 2 | 34 | 1,085 | 0 | 34 | 1,116 | 0 | 33 | 1,101 |
| 天伯小 | 13 | 329 | 1 | 2 | 13 | 333 | 0 | 13 | 323 | 0 | 14 | 310 |
| 合計 | | | 98 | 83 | | | 51 | | | 58 | | |

| 学校名 | 23年度 | | | 24年度 | | | 合計 | 24年度 選択制利 用者数 |
|------|--------------|-----|-------|--------------|-----|-------|--------------|---------------------|
| | 新規選択 決定児童 | 学級数 | 児童数 | 新規選択 決定児童 | 学級数 | 児童数 | 新規選択 決定児童 | |
| 吉田方小 | ▲ 43 | 28 | 909 | ▲ 47 | 26 | 858 | ▲ 342 | ▲ 242 |
| 松葉小 | 15 | 16 | 483 | 26 | 16 | 473 | 171 | 109 |
| 花田小 | 28 | 18 | 531 | 21 | 18 | 530 | 171 | 133 |
| 岩田小 | ▲ 12 | 25 | 799 | ▲ 9 | 26 | 784 | ▲ 56 | ▲ 48 |
| 豊小 | 10 | 14 | 449 | 9 | 15 | 437 | 54 | 46 |
| 多米小 | 2 | 29 | 760 | 0 | 29 | 740 | 2 | 2 |
| 幸小 | ▲ 1 | 33 | 1,088 | 0 | 34 | 1,089 | ▲ 4 | ▲ 3 |
| 天伯小 | 1 | 15 | 324 | 0 | 15 | 310 | 4 | 3 |
| 合計 | 56 | | | 56 | | | 402 | 293 |

③アンケート調査

制度導入から5年目を迎え、制度の一定の評価・検証を行うとともに、今後のあり方を検討する際の参考とするためアンケートを実施。

アンケートの概要

実施校区 吉田方(松葉・花田)、岩田(豊・多米)、幸(天伯)

- 対象者
- ・選択制を利用できる地域に住む児童がいる家庭は、全世帯
 - ・中岩田三丁目は、自治会長の希望により全世帯
 - ・上記以外の家庭は、抽出

実施件数

(件)

| | 発送数(r) | 回答数(a) | 回答率(a/r) |
|-----|--------|--------|----------|
| 吉田方 | 1,931 | 737 | 38.2% |
| 岩田 | 2,186 | 591 | 27.0% |
| 幸 | 1,287 | 331 | 25.7% |
| 計 | 5,404 | 1,659 | 30.7% |

実施期間 発送日 平成23年12月16日(金)～20日(火)

締め切り 平成23年12月31日(土)到着分まで有効
(学校経由は、平成23年12月27日(火))

アンケート結果

●選択制度に対する評価

どの地域も「とても良い」「良い」の合計が半数近くを占めている一方で、「良いとも悪いともいえない」の合計は、3割強を占める結果となった。

●選択制度の良い点

選択校区では、「居住地によっては通学距離が短くなる」、「学習環境が向上する」が高い数値となった。一方、受入校区では、通ってくる子どもが増えることにより、「校区に活気が出る」、「児童も保護者も交友関係の幅が広がる」との回答が高い数値を示した。

●選択制度の問題点

「地域行事(子ども会、体育祭、お祭り等)の関わり方に問題が生じる」の回答が突出して多く、あらためて教育環境整備と地域コミュニティのあり方が問題点として浮き彫りとなった。

●選択制度の今後のあり方

「課題はあるが問題を解決してこの制度を継続する」、「将来的には周辺校区を含めたエリアで校区の再編成を行う」が上位回答となった。

④特定地域隣接校選択制度の評価検証と今後の対応策

平成19年度から過大規模校対策として導入した特定地域隣接校選択制度の趣旨そのものは、アンケート結果からも一定の理解が得られている制度であると考えられる。

この制度の導入により、平成 24 年 5 月時点の吉田方小学校では、隣接する松葉・花田小学校を 242 人が選択しており、児童数は 858 人となっていることから、学校の過大規模化が解消され学習環境改善の面においては、かなりの効果が出ている。

また、岩田小学校においては、隣接する豊・多米小学校を 48 人が選択し、児童数は 784 人となっており、学校の過大規模化が解消されているが、これは外国籍児童の大幅な減少等、制度以外の要因が大きく影響しているものと思われる。

両エリアとも校区の子ども会、体育祭やお祭りなどの地域行事への関わり方、校区の一員としての意識が希薄になるなど、あらためて教育環境の整備と地域コミュニティのあり方が大きな課題となっている。吉田方小学校については、特定地域隣接校選択制度を実施しない場合、平成 30 年度には児童数が 1,300 人に近づくことが見込まれており、もう一度原点に戻り、通学区域の見直しも含め、問題となっている課題を整理・解決していくことが重要である。

岩田小学校については、今後の児童数の推移も見込む中で、本制度の廃止も視野に入れ、課題を整理・解決していくことが必要である。

幸小学校においては、隣接校となる天伯小学校を選択できるエリアが市街化調整区域で対象者が少ないということから利用実績はほとんどなく、現在でも 1,000 人を超す過大規模校であり、本制度が有効に機能しているとは言えない。しかし、本校の周辺にある小学校も余裕教室が少ないことから、今後の児童数の推移も見込む中で本制度の存続も含め、その他の効果的な具体策も講じるべきである。

制度の今後のあり方については、過大規模校解消策としてこの特定地域隣接校選択制度は導入されているものの、それを利用するかしないかの選択は保護者に委ねられており、過大規模校対策の恒久的な制度としては、不安要素が残る。また、豊橋市は、学校区と居住校区とが一致することを前提にしたまちづくりが行われてきた歴史がある。

このことから、特定地域隣接校選択制度は、適正規模化を進める上での暫定措置制度として位置付ける方が現時点においては望ましいと考える。なお、暫定制度とした場合においても、地元との合意を尊重することはもちろん、その運用方法、ルール等を制度化した上で制度を導入すべきである。

なお、本制度を導入した場合、児童・生徒数、必要となる学校施設、地域などの状況も変わるため、一定年毎に利用者、学校、地域の声を聞きながら、評価・検証を行うことが必要である。

(4) 特認校制度

①制度の概要

| | |
|---------|---|
| 目的 | 小規模校の良さを生かし、特色ある学校づくりを行い、その学習環境の中で子どもを学ばせたい希望者に、通学区域にとらわれず入学を許可し、学校規模の適正化を図る。 |
| 対象となる学校 | 下条小学校、嵩山小学校、賀茂小学校 |
| 許可条件等 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 受け入れ児童は、各学年一定割合(5名程度)とする。 ○ 受け入れについては、学校長の面接・審査を行い決定する。 ○ 1年以上通学をする場合に限るものとし、保護者の負担と責任で通学できることを条件とする。 ○ 学校の教育方針に賛同し、学校行事やPTA活動に保護者が協力し参加できることを条件とする。 |

②利用状況(毎年度5月1日現在) ※特別支援学級を含む

| 学校名 | 18年度(導入前) | | 19年度 | | 20年度 | | 21年度 | | 22年度 | |
|-----|-----------|-----|----------|----------|------|-----|----------|-----|------|----------|
| | 学級数 | 児童数 | 新規選択決定児童 | 新規選択決定児童 | 学級数 | 児童数 | 新規選択決定児童 | 学級数 | 児童数 | 新規選択決定児童 |
| 下条小 | 6 | 85 | 0 | 0 | 6 | 87 | 0 | 6 | 87 | 1 |
| 嵩山小 | 6 | 71 | 1 | 0 | 6 | 67 | 7 | 6 | 67 | 0 |
| 賀茂小 | 6 | 83 | 1 | 0 | 6 | 79 | 2 | 6 | 79 | 0 |
| 合計 | - | - | 2 | 0 | - | - | 9 | - | - | 1 |

| 学校名 | 23年度 | | | 24年度 | | | 合計 | 24年度 特認校 制利用 者数 |
|-----|----------|-----|-----|----------|-----|-----|----|--------------------------|
| | 新規選択決定児童 | 学級数 | 児童数 | 新規選択決定児童 | 学級数 | 児童数 | | |
| 下条小 | 0 | 7 | 90 | 2 | 7 | 97 | 3 | 3 |
| 嵩山小 | 5 | 6 | 84 | 1 | 7 | 89 | 14 | 11 |
| 賀茂小 | 0 | 6 | 79 | 0 | 6 | 69 | 3 | 1 |
| 合計 | 5 | - | - | 3 | - | - | 20 | 15 |

③アンケート調査

制度導入から1年を終え、制度の一定の評価・検証を行うとともに、今後のあり方を検討する際の参考とするためアンケートを実施。

アンケートの概要

対象者 平成20年5月1日現在、豊橋市内在住の平成11年4月2日～平成17年4月1日に生まれた子ども(小学校低学年から保育園・幼稚園相当の子)がいる世帯

対象地域 市内の特認校区内を除く全ての地域

抽出方法 ・同一世帯からは一人のみ抽出

・各小学校区内の調査対象者数の割合に応じて案分し、抽出

・等間隔無作為により抽出 ・外国人世帯を除く

実施期間 平成20年6月6日(金)～20日(金)

実施方法 郵送による配布・回収

実施件数 発送数:5,000件 回収数:2,155件 回収率:43.1%

アンケート結果

●制度の周知

特認校制度を「知っている」との回答は37%であり、浸透度は充分とは言えず、更なるPR活動が必要である。

●制度の利用希望

特認校への通学は、「希望しない」と回答した者が全体の約80%と非常に多く、その理由は「特認校までの距離」と「居住する校区での友人関係」とするものが大半を占めている。

●「特認校へ通学させたいが現状では困難」と回答した者の理由

大多数の者が「通学手段がない」ことを理由としている。

●通学させている保護者の要望

「スクールバスを運行して欲しい」、「各特認校に放課後子ども教室を設置して欲しい」というような支援策を望む声が多い。

④保護者、校長からの意見（平成23年度）

校長の意見

- ・保護者は、学校活動に積極的に参加してくれている。
- ・児童が増え、学校が活性化している。
- ・地元の児童、制度を利用する児童の双方にプラスの効果が出ている。

保護者の意見

- ・豊かな自然環境の中で子どもはのびのび育っている。
- ・少人数であり、きめ細やかな学習・生活指導を行ってもらえて感謝している。
- ・地域の方と一体となったイベントにも参加することができ、貴重な体験ができた。
- ・農業、ホタル飼育をはじめとする地域の特徴を生かした体験学習ができています。

⑤特認校制度の評価検証と今後の対応策

この制度は、児童数が100人未満の下条、賀茂、嵩山の3小学校に対し、過小規模校対策として導入した制度である。この制度により、3校にとっては児童数が増え学校が活性化し、また制度を利用している保護者からは、学校の特色ある教育活動に魅力があるとの声も多く、一定の成果は出ている制度であると思われる。

平成20年のアンケート実施後、課題とされた制度の周知を図るため、就学時健康診断のお知らせに併せて特認校制を紹介するチラシを添付し、全ての該当児童宅に郵送している。また、保護者が迎えに来るまで児童が安全・安心に過ごすことができる居場所を確保するため、3校とも放課後子ども教室を開設するなど、制度の周知、充実に向けた取組みは着実に前進していると評価できる。

しかしながら、利用実績は伸び悩んでおり、通学手段の確保を始めとしてまだまだ工夫の余地があると思われる。また、現在は市内周辺部の3校に対してのみ実施している制度であるが、比較的小規模な学校に対しては非常に有効な方策であると思われるため、今後の方向性として、導入範囲の拡大を検討するべきであると考えている。

なお、本制度を導入した場合も、児童・生徒数、必要となる学校施設、地域などの状況も変わるため、一定年毎に利用者、学校、地域の声を聞きながら、評価・検証を行うことが必要である。

(5) 他都市における過大規模校対策

①通学区域の線引きの変更

通学区域の一部を隣接する学校の通学区域に編入させる方法

| 自治体名 | 実施年度 | 内容 | 対象学年 | 備考 |
|--------|--------|-------------------------|-----------------|------------------------|
| 東京都練馬区 | 平成17年度 | 大規模小学校の一部区域を隣接する5校に指定変更 | 新小学1年生 転入学児童 | 在学児童は、変更前の学校へそのまま通学できる |
| 千葉県市川市 | 平成17年度 | 大規模小学校の一部区域を隣接する2校に指定変更 | 新小学1年生 転入学児童 | 在学児童は、変更前の学校へそのまま通学できる |

②学校の分離新設

児童数の増加などにより規模が大きくなった学校を、分離新設し通学区域を再編する方法

| 自治体名 | 分離新設の内容 |
|---------|---|
| 愛知県春日井市 | 学校周辺の都市基盤整備に伴う児童数の増加に対応するため、過大規模校(31学級)の分離新設を行った。平成19年開校。 |

③特定地域隣接校選択制度

特定の一部の地域を「自由選択区域」、「調整区域」とし、隣接する別の学校も選択できるようにする制度

| 自治体名 | 実施年度 | 実施内容 |
|--------|--------|--|
| 岐阜県大垣市 | 平成13年度 | 小学校から中学校へ進学する際に、指定中学校が3校に分離するため、3校を選択できるようにした。 |
| 佐賀県小城市 | 平成18年度 | 特定地域に居住する新入学児童に、隣接する2校を選択できるようにした。 |

(6) 他都市における過小規模校対策

①学校の統廃合

児童数が減少している学校において、隣接する小・中学校と統合する方法

| 自治体名 | 取組内容 |
|--------|--|
| 愛知県岡崎市 | 平成16年7月に額田町学校適正規模検討委員会を設置し、8校から5校へと統廃合を行った。 |
| 京都府京都市 | 市街地にある小規模校の5小学校と2中学校を統合し、地上3階地下2階の小中一貫の学校を設置した。平成23年開校。 |
| 富山県富山市 | 平成17年4月の2小学校の統廃合に始まり、平成20年4月に4小学校と1中学校による小中一貫の学校を新築開校した。 |
| 東京都三宅村 | 平成19年に、村内にあった小学校3校、中学校3校を統廃合し、小学校1校、中学校1校とした。 |

②特認校制度

小規模校の良さを生かし、特色ある学校づくりを行い、その特色の中で子どもを学ばせたい希望者に、通学区域にとらわれず一定の条件のもとに特定の学校へ入学を許可する制度

| 自治体名 | 対象校 | 実施年度 | 条件 |
|--------|------------------------------|--------|--|
| 静岡県浜松市 | 児童数が150人以下かつ各学年の学級数が1学級となる学校 | 平成14年度 | 1年間以上の通年通学をすること。バス・電車等の公共交通機関を利用するときは、原則として1人で通学できること。 |
| 愛知県西尾市 | 佐久島小学校 佐久島中学校 | 平成15年度 | 1年間以上の通年通学をすること。小学3年生以上であること。 |

5 適正な学校規模

(1) 関係する法令等

【学校教育法施行規則】

12～18学級を標準としている。

【義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令】

適正な学校規模を12～18学級とし、学校統合の場合は12～24学級としている。

【旧文部省作成資料「これからの学校施設づくり」(昭和59年)】

12～24学級を教育課題が生じる可能性が少ない適正な学校規模としており、5学級以下については学校の統合を、31学級以上については学校の分離を促進するものとしている。

【豊橋市立小・中学校通学区域審議会】

豊橋市における適正な学校規模を12～24学級としている。

(2) 適正規模を定める上での基本的な考え方

ア) 児童生徒における学習・生活環境

子どもたちが個性豊かにそれぞれが輝きを放ち、人格形成期において社会性を身につけていくためには、学校生活において多くの仲間、そして多くの教員と出会うことが必要である。

無限の可能性を秘めた子どもたちがその潜在能力を最大限伸ばしていくためには、様々な集団活動を十分に行うことができる学校規模が必要であり、少なくともクラス替えを念頭においた1学年に複数の学級数が必要である。このことにより、交友関係において序列化や固定化を防ぐ事ができる。

イ) 教員における学習指導体制

指導者側は、各学年2学級以上あることにより、どの学年でも複数の教員配置による相互協力・支援体制が確保できるとともに、中学校においては、原則として、各教科複数の教科担任が配置できる。従ってそれぞれの教科で組織的な学習指導や生徒指導が行いやすい環境として、各学年複数学級とすることが必要である。

ウ) 施設面における学習環境

特別教室や体育館、プール等の使用を前提とした教育課程が確実に実施できるよう、適正な学級数を設定すべきである。

また、運動場や体育館が狭いことに起因する危険を回避し、安全を確保することも重要である。

エ) 効率的な教育環境

全体的な傾向としては、少子化の状況であることを十分に意識するとともに、今後ますます老朽化していく学校施設の状況を注視し、教育環境の充実のほか、最少の経費で最大の効果をあげる視点を持つことが必要である。

(3) 小学校と中学校との関係

本市においては、52小学校のうち2校(岩田・つつじが丘小学校)以外は、進学する中学校が指定されているため、中学校の規模のほとんどは、受入小学校の規模と数によって決まる。

そして、本市は小学校2校により中学校1校を構成している状況が半数を占めていることから、少なくとも2校の適正規模の小学校がそのまま中学校の規模を構成することを想定し、小学校と中学校の適正規模は同じであるとして検討することとした。

■ 中学校を構成する小学校

| 指定中学校名 | 小学校名 | 指定中学校名 | 小学校名 |
|---------|--------|--------|------|
| 1 豊岡中 | 豊小 | 13 南陽中 | 磯辺小 |
| | 岩田小 | | 中野小 |
| 2 東陽中 | 岩田小 | 14 本郷中 | 高師小 |
| | 多米小 | | 芦原小 |
| 3 東部中 | 岩西小 | 15 南稜中 | 大崎小 |
| | 飯村小 | | 植田小 |
| | つつじが丘小 | | 野依小 |
| 4 中部中 | 松山小 | 16 北部中 | 大清水小 |
| | 新川小 | | 下地小 |
| | 向山小 | | 大村小 |
| | つつじが丘小 | | 津田小 |
| 5 豊城中 | 八町小 | 17 前芝中 | 前芝小 |
| | 松葉小 | | 西郷小 |
| 6 青陵中 | 東田小 | 18 石巻中 | 玉川小 |
| | 旭小 | | 嵩山小 |
| | 牛川小 | | 石巻小 |
| | 下条小 | | 賀茂小 |
| 7 東陵中 | 鷹丘小 | 19 二川中 | 谷川小 |
| 8 羽田中 | 花田小 | | 二川小 |
| | 羽根井小 | | 二川南小 |
| 9 牟呂中 | 牟呂小 | 20 五並中 | 小沢小 |
| | 汐田小 | | 細谷小 |
| 10 吉田方中 | 吉田方小 | 21 高豊中 | 豊南小 |
| 11 南部中 | 福岡小 | | 高根小 |
| | 栄小 | | 富士見小 |
| 12 高師台中 | 天伯小 | 22 章南中 | 老津小 |
| | 幸小 | | 杉山小 |

(4) 適正な学校規模

本会議においては、適正規模を定める上での基本的な考えや、法令等の規定、地域性等を総合的に勘案し、以下のとおり「適正規模の範囲」を定めることとした。

なお、適正な学校規模には、特別支援学級や通級学級などは含まないこととする。

適正な学校規模

12学級～24学級
(小学校1学年2～4学級)
(中学校1学年4～8学級)

その他の学校規模の整理

- 過小規模校
5学級以下の小学校
2学級以下の中学校
- 小規模校
6学級～11学級の小学校
3学級～11学級の中学校
- 大規模校
25学級～30学級の小中学校
- 過大規模校
31学級以上の小中学校

(5) 学校規模の適正化の検討が必要となるケース

前述した適正な学校規模は、確かに理想とする教育環境の標準的なあり方ではある。

しかしながら、それを満たさない学校の全てが適正化を図る必要があるのかと言えば、必ずしもそうではない。例えば、学校規模の適正化を行う代表的な手法である分離、統廃合、また通学区の変更は、児童生徒の学習環境や通学環境に大きな影響を与えるとともに、地域における学校の存在は、コミュニティの拠点としての役割も非常に大きい。このことから、適正の範囲を超えていることだけをもって安易な適正化を進めるべきではない。

そこで、学校規模の適正化を図るケース及びその検討が必要なケースについては、今後の児童生徒数の見込みも踏まえる中でのひとつの目安として以下のとおりとする。

【適正化に向けた対策を図るケース】

- 複式学級(小学校5学級以下
／中学校2学級以下)
となることが見込まれる場合

【適正化に向けた検討を行うケース】

■過大規模校(小中学校とも31学級以上)の場合

■大規模校のうち
今後、過大規模校となる
ことが見込まれる場合

■小規模校のうち
全学年が1学級の場合

6 学校規模の適正化に向けて

(1) 学校規模の適正化を図る手法

通学区域の見直し

通学区域の一部を隣接する学校の通学区域に編入させる方法

学校の分離新設

児童・生徒数の増加等により規模が大きくなった学校を分離新設し、通学区域を再編する方法

特定地域隣接校選択制度

特定の区域を設定し、隣接する指定校以外の学校も選択できるようにする制度

学校の統合

児童・生徒数が減少している学校において、隣接する学校と統合する方法

特認校制度

小規模校の良さを生かし、特色ある学校づくりを行い、その学習環境の中で子どもを学ばせたい希望者に、通学区域にとらわれず入学を許可する制度

(2) 手法を用いる際の優先順位

学校規模の適正化に向けた対策を図るケース及び適正化に向けた検討を行うケースにおいては、本市の地域性等を総合的に踏まえ、以下に記載するそれぞれの状況に応じた優先順位により対応することとする。

【大規模校解消】

過大規模校、もしくは大規模校のうち今後、過大規模校となることが見込まれる場合

将来にわたって31学級以上の状態が継続することが明らかな場合で、分離新設が不可能となる場合には、以下の手法並びに優先順位により検討することとする。

- ① 通学区域の見直し
(大規模となる学校区から隣接する他の学校区へ町自治会単位で編入)
- ② 特定地域隣接校選択制度の導入

【小規模校解消】

小規模校のうち全学年が1学級の場合

小規模校のうち、全学年が1学級の場合には、以下の手法並びに優先順位により検討することとする。

- ① 特認校制度の導入
- ② 通学区域の見直し
(隣接する他の学校区から小規模となる学校区へ町自治会単位で編入)

複式学級となることが見込まれる場合

複式学級(小学校5学級以下、中学校2学級以下となることが見込まれる場合)においては、それを回避するために以下の手法により対応することとする。

- ① 学校の統合

(3) 適正化の手順 [大規模校解消手順]

過大規模校、もしくは大規模校のうち今後、過大規模校となることが見込まれる場合

教育委員会事務局で適正化に向けた方向性を検討

連携・協議

市長部局【防災危機管理課(防災)、財政課(予算)、市民協働推進課(自治会)、建築指導課(開発許可)、都市計画課(市街地整備)など】

教育委員会で方向性を決定

検討を進める場合

関係者(※1)との意見交換を実施
(必要に応じてアンケートの実施)

検討を進める場合

〇〇学校環境改善協議会(仮称)の設置(※2)

現状維持の場合

現状維持の場合

毎年再検討

経過観察

①通学区域の見直し

困難

②選択制度の導入

困難

合意

校区分割・通学距離等

合意

適正化実施計画(実施内容、手順、準備など)の作成

実施に向けて準備

豊橋市立小・中学校通学区域審議会への諮問・答申を経て、教育委員会で決定(豊橋市立小学校及び中学校の通学区域等を定める規程の改正の審議・手続き)

適正化の実施

適正な学校規模

学習環境の向上

報告・協議

豊橋市立小・中学校通学区域審議会
教育委員会

※1 校長・自治会役員・PTA役員など
教育委員会は、意見交換を行い適正化の方向性について確認

※2 〇〇学校環境改善協議会(仮称)
構成員: 学校、校区(町)自治会、PTA、子ども会の各代表者、有識者など
役割:
1) 協議会で方向性を固める
2) 住民対象の地元説明会及び意見交換会の実施
3) 実施計画の作成

■会議録の公開

[小規模校解消の手順]

複式学級となることが見込まれる場合

小規模校のうち全学年が1学級の場合

教育委員会事務局で適正化に向けた方向性を検討

市長部局
【防災危機管理課(防災)、財政課(予算)、市民協働推進課(自治会)、建築指導課(開発許可)、都市計画課(市街地整備)など】

連携・協議

教育委員会で方向性を決定

教育委員会事務局で適正化に向けた方向性を検討

市長部局【防災危機管理課(防災)、財政課(予算)、市民協働推進課(自治会)、建築指導課(開発許可)、都市計画課(市街地整備)など】

連携・協議

教育委員会で方向性を決定

〇〇学校環境改善協議会(仮称)※2の設置

統合

合意

関係者(※1)との意見交換を実施(必要に応じてアンケートの実施)

検討を進める場合

現状維持の場合

毎年再検討

〇〇学校環境改善協議会(仮称)※2の設置

経過観察

①特認校制度の導入

②通学区域の見直し

(校区分割・通学距離等)

合意

合意

適正化実施計画(実施内容、手順、準備など)の作成

実施に向けて準備

豊橋市立小・中学校通学区域審議会への諮問・答申を経て、教育委員会で決定(豊橋市立小学校及び中学校の通学区域等を定める規程の改正の審議・手続き)

適正化の実施

適正な学校規模

学習環境の向上

※1 校長・自治会役員・PTA役員など
教育委員会は、意見交換を行い適正化の方向性について確認

※2 〇〇学校環境改善協議会(仮称)
構成員: 学校、校区(町)自治会、PTA、子ども会の各代表者、有識者など
役割:
1) 協議会で方向性を固める
2) 住民対象の地元説明会及び意見交換会の実施
-20- 実施計画の作成

■会議録の公開

豊橋市立小・中学校通学区域審議会
教育委員会
報告・協議

(4) 適正化を図る際の留意事項

通学の安全

適正化にあたっては、通学区域の明確化のほか、通学に関して児童生徒や保護者に大きな負担をかけないように十分な配慮を行うことが求められる。とりわけ、通学距離や時間も含めた通学時の安全確保には、最大限の配慮が必要である。

児童生徒への配慮

学校の分離や統合を行う場合には、児童生徒の精神的な負担を最小限に抑え、教育活動に影響が出ないように、十分な準備期間が必要である。特に、統合時には、児童生徒が新たな人間関係を構築できるよう、交流授業を始めとする事前準備やスクールカウンセラーの配置など、十分な配慮が必要である。

保護者、地域との連携・協力

適正化にあたっては、児童生徒数の推移や見込みなど、関係者へ早めに情報提供を行うとともに、保護者、学校、地域、行政などが、目的や課題について共通認識を持ち、合意形成を図ることが必要である。特に、自治連合会の設置単位が小学校区ごとになっていることに十分配慮することが必要である。

地域の様々な拠点

小中学校は、教育施設であると同時に地域にとって最も身近な存在である。適正化にあたっては、その歴史的背景を含めた地域性はもちろん、災害時の拠点としてやスポーツ開放等で果たす役割にも十分な配慮が必要である。

まちづくりの視点

適正化にあたっては、児童生徒数の推移や都市計画などの動向を十分に見極めるとともに、本市の「まちづくり」との整合性を図ることが欠かせない。このことから、適正化にあたっては、市長部局との連携を十分に図ることが必要である。

施設整備との整合性

小中学校の校舎は、全体として老朽化が進んでいる。適正化を検討する際には、校舎の改築時期など、学校施設の整備計画を考慮することが必要である。

統合後の校舎・校地の活用

統合により廃校となる学校施設にあっては、地域のニーズ等を踏まえる中で、その後の有効活用をあらかじめ検討しておくことが必要である。

小中一貫・連携教育の視点

適正化にあたっては、魅力ある学校づくりの視点から、9ヶ年を通じた教育課程の実施や、いわゆる「中1ギャップ」を克服するための施設一体型の小中一貫、あるいは、連携教育の検討も必要である。

(5) 適正化の検討が必要となる小中学校

① 適正化に向けた対策を図るケース ⇒ 無

現時点では、複式学級が見込まれる学校は小学校、中学校ともないが、児童数が特に少ない下条小学校、嵩山小学校、賀茂小学校については、その推移に十分注意することが必要である。

② 適正化に向けた検討を行うケース

■ 過大規模校(31学級以上)の場合 ⇒ 幸小学校

幸小学校では、過去に通学区域の見直しや分離新設を検討したものの実施に至らず、すでに特定地域隣接校選択制度が導入されている。

また、6年後には児童数が170人程度減少することが見込まれることから、適正化に向けた検討は必要ないものと思われる。しかし、敷地が狭隘であることに起因して良好な教育環境が確保されていないため、ソフト、ハードの両面から様々な策を検討することが必要である。

■ 大規模校のうち今後、過大規模校となることが見込まれる場合 ⇒ 吉田方小学校

吉田方小学校は、特定地域隣接校選択制度により、児童が松葉小学校、花田小学校に分散し、現状は24学級の適正規模となっているが、当該制度が利用されない場合は平成28年度には31学級、平成29年度には34学級、そして平成30年度には36学級の過大規模校となることが見込まれている。また、このエリアは、宅地開発による更なる児童数増加の可能性も十分秘めている。

このことから、周辺地域の人口の変動状況にも注視し、適正化に向けた様々な選択肢を視野に入れておくことが必要である。

■ 小規模校のうち全学年が1学級の場合 ⇒ 小学校10校、中学校なし

| | 平成24年度 |
|----|--------|
| 1 | 八町小学校 |
| 2 | 下条小学校 |
| 3 | 旭 小学校 |
| 4 | 西郷小学校 |
| 5 | 嵩山小学校 |
| 6 | 谷川小学校 |
| 7 | 細谷小学校 |
| 8 | 豊南小学校 |
| 9 | 老津小学校 |
| 10 | 賀茂小学校 |

これらの学校については、1クラスあたりの児童数も踏まえる中で、緊急性のある学校から特認校制度の導入を検討することが必要である。

なお、市街地の学校(八町小・旭小)については、当該小学校以外にも比較的近距离に複数の学校が存在している状況があることから、特認校制度と並行して、例えば、周辺の学校区を広く取り込み検討するなど、まちづくりの視点をもって様々な角度から対策を検討すべきである。

※平成25年度以降の推計では、左記学校に加えて大崎小学校、石巻小学校の2校が該当することとなる。

7 おわりに

本会議では、市内の小中学校における学校規模の適正化をテーマとして、その基本的な考え方や解決策について8回の検討を重ねてきました。

学校規模の適正化については、少子化という大きな時流を踏まえた長期的な観点をもって対応策を講じていかなければなりません。その場合においても本市の歴史と伝統である地域と学校の強固な繋がりを意識して進めていくことが非常に重要となります。

また、教育環境の向上を図る際には、原資が税である以上費用対効果の観点も当然に必要となりますが、安易なパズルの発想で適正規模を図るのではなく、まちづくりとのパッケージを強く意識した未来志向型の検討を行うことが必要となります。

この提言をもって学校規模の適正化を教育委員会に委ねることとなりますが、教育委員会においては、本提言を踏まえ速やかに方針を策定することはもちろん、児童生徒へ与える影響にも配慮し、慎重に教育環境の向上に取り組んでいただくことを期待します。

豊橋市教育課題検討会議